第 2 号

令和 6 年度徳島県用度·給与集中管理特別会計予算

令和6年度徳島県用度・給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,240,188千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 用度·給与集中管理収入		千円 33, 240, 188
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	101, 532
	3 諸 収 入	1, 728, 909
	4 給 与 振 替 収 入	31, 409, 547
歳	合計	33, 240, 188

歳	出
/324	

款		項		金	額
1 用 度 · 給 与 集 中 管 理 費					千円 33, 240, 188
	1 用 度	管理	費		1, 830, 641
	2 給	与	費		31, 409, 547
歳 出	合	計			33, 240, 188

第 3 号

令和6年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

令和6年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,304,550千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入					千円 2, 304, 550
	1 繰	越	金		1, 571, 461
	2 諸	収	入		733, 089
歳	合	計			2, 304, 550

جيلا.	111
歳	出

款	項	金額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		千円 2, 304, 550
	1 市町村振興資金貸付金	2, 304, 550
歳出	合 計	2, 304, 550

第 4 号

令和6年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

令和6年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373,924千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 都市用水水源費負担金収入					千円 373, 924
	1 繰	入	金		323, 500
	2 諸	収	入		50, 424
歳	合	計			373, 924

歳出

款	項	頂
1 都 市 用 水 水 源 費 負 担 金		千円 373, 924
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	97, 702
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	38, 340
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	237, 882
歳 出	合 計	373, 924

第 5 号

令和6年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和6年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ217,724千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 母子父子寡婦福祉資金収入					千円 217, 724
	1 繰	越	金		110, 826
	2 諸	収	入		106, 898
歳	合	計			217, 724

나는	ய
歳	出

款			項	金	額
1 母子父子寡婦福祉資	金貸付金				千円 217, 724
		1 母子父子	寡婦福祉資金貸付金		217, 724
歳	出	合	計		217, 724

第 6 号

令和6年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,576,098千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国民健康保険事業収入		千円 71, 576, 098
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	19, 007, 767
	2 国 庫 支 出 金	21, 353, 457
	3 前 期 高 齢 者 交 付 金	24, 918, 633
	4 共 同 事 業 交 付 金	150, 081
	5 財 産 収 入	3, 885
	6 繰 入 金	4, 642, 275

		7 繰	越	金	1, 500, 000	
歳	入	台	計		71, 576, 098	

歳出

款	項	金額		
1 国民健康保険事業費		千円 71, 576, 098		
	1 国民健康保険事業費	71, 570, 213		
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	5, 885		
歳出	合 計	71, 576, 098		

第 7 号 令和6年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

令和6年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ712,945千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法 は、「第2表地方債」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入					千円 712, 945
	1 繰	入	金		139
	2 諸	収	入		497, 806
	3 県		債		215, 000
歳	合	計			712, 945

歳 出

款			項	金	額
1 地方独立行政法人徳島県鳴	門病院資金貸付金				千円 712, 945
		1 地方独立行	政法人徳島県鳴門病院資金貸	付金	712, 945
歳	出	合	計		712, 945

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額起債の方法	利率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円	年5%以内(ただし、利率見直し方	融資機関の融資条件による。ただ
	215,000	式で借り入れる資金について、利率	し、必要の生じた場合は全部若し
	証書借入又は証券発	の見直しを行った後においては、当	くは一部繰上償還し、又は借換え
	行	該見直し後の利率)	することができる。

第 8 号

令和6年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和6年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,149,738千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

歳

款		項		金	額
1 中小企業近代化資金収入					千円 1, 149, 738
	1 繰	越	金		1, 141, 614
	2 諸	収	入		8, 124
歳	合	計			1, 149, 738

나는	ய
歳	出

款	項	金	額
1 中小企業近代化資金貸付金			千円 1, 149, 738
	1 中小企業近代化資金貸付金		1, 149, 738
歳出	合 計		1, 149, 738

第 9 号

令和6年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

令和6年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,296千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

歳

					款								項				金	額	
1	徳	島	ビ	ル	管	理	事	業	収	入								67,	千円 296
											1	財	産		収	入		61,	537
											2	繰		越		金		5,	749
											3	諸		収		入			10
				歳					入			合		計				67,	296

TE:	ய
歳	出

款	項	金額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 費		千円 67, 296
	1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 費	67, 296
歳 出	合 計	67, 296

第 10 号

令和6年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和6年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ292,033千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 農 林 漁 業 改 善 資 金 収 入					千円 292, 033
	1 繰	越	金		275, 552
	2 諸	収	入		16, 481
歳	合	計			292, 033

TE:	ய
歳	出

款	項	金額	
1 農林漁業改善資金貸付金		292,	千円 033
	1 農林漁業改善資金貸付金	292,	033
歳 出	合 計	292,	033

第 11 号

令和6年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

令和6年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,192千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 県有林県行造林事業収入					千円 193, 192
	1 財	産収	入		127, 538
	2 繰	入	金		65, 141
	3 繰	越	金		298
	4 諸	収	入		215
歳	合	計			193, 192

歳	出
//)火、	щ

款	項	金額
1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費		千円 193, 192
	1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費	193, 192
歳 出	合 計	193, 192

第 12 号

令和6年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

令和6年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,296,051千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法 は、「第2表地方債」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 公用地公共用地取得事業収入					千円 2, 296, 051
	1 財	産収	入		1, 026, 973
	2 繰	入	金		432, 000
	3 繰	越	金		87, 060
	4 諸	収	入		18

		5 県		債	750, 000	
歳	入	合	計		2, 296, 051	

歳出

款	項	金額	
1 公用地公共用地取得事業費		2, 296,	千円 051
	1 公用地公共用地取得事業費	2, 219,	077
	2 土 地 開 発 基 金 積 立 金	76, 9	974
歳出	合 計	2, 296,	051

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償	還	0)	方	法
公共用地取得事業	千円 750, 000	証書借入又は証券発 行	年5%以内(ただし、利 式で借り入れる資金につ の見直しを行った後にお 該見直し後の利率)	川率見直し方 ついて、利率 らいては、当	くは一	関の融悪の生部繰上がで	じた場 償還し	合は全	。 ただ 部若し 借換え

第 13 号

令和6年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

令和6年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3.149.670千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (債務負担行為)
- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。 (地方債)
- 第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 3, 149, 670
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	993, 235
	2 国 庫 支 出 金	110, 000

	3	財	産	又入	54, 503
	4	繰	入	金	130,000
	5	諸	収	入	466, 932
	6	県		債	1, 395, 000
歳		合	計		3, 149, 670

歳出

款	項	金額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費		千円 3, 149, 670
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	2, 355, 020
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	444, 315
	3 空港周辺整備事業費	350, 335
歳 出	合 計	3, 149, 670

第2表継続費

款	項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	徳島小松島港荷役機械 整備事業	千円 2, 160, 000		千円 270, 000
				7	1, 230, 000
				8	660, 000

第3表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
港湾施設小規模改良事業工事請負等契約		令 和 7	7 年 度		30,	000千円

第4表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 1,047,000	証書借入又は証券発 行	年5%以内(ただし、利率見直し 式で借り入れる資金について、利	鏨 │ し、必要の生じた場合は全部若し │
空港周辺整備事業	348, 000		の見直しを行った後においては、 該見直し後の利率)	当くは一部繰上償還し、又は借換えまることができる。
計	1, 395, 000			

第 14 号

令和6年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

令和6年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,311千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

款			項		金	額
1 県営住宅敷金等リ	又入					千円 189, 311
		1 財	産収	入		198
		2 繰	越	金		118, 971
		3 諸	収	入		70, 142
歳		合	計			189, 311

歳	出	
示义	iΤi	

款	項	金額
1 県営住宅敷金等運営費		千円 189, 311
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	189, 311
歳出	合 計	189, 311

第 15 号

令和6年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

令和6年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,276千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

			款						項			金	額
1	奨	学	金	収	入								千円 190, 276
						1	財	産		収	入		1,003
						2	繰		越		金		60, 819
						3	諸		収		入		128, 454
		歳		入			合		計				190, 276

	款				項				金	額
1 奨 学	金 貸	付 金								千円 190, 276
			1 奨	学	金	貸	付	金		190, 276
j	装	出	合			計				190, 276

第 16 号

令和6年度徳島県証紙収入特別会計予算

令和6年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,112,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

		款						項			金	額
1	証	紙	収	入								千円 3, 112, 000
					1	証	紐	£	収	入		2, 253, 233
					2	繰		越		金		858, 767
		歳		入		合		計				3, 112, 000

	款				項			金	額
1 繰	出	金							千円 3, 112, 000
			1 他	会	計 繰	出	金		3, 112, 000
	歳	出	合		計				3, 112, 000

第 17 号

令和6年度徳島県公債管理特別会計予算

令和6年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,187,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法 は、「第2表地方債」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

			款						項		金	額
1	公	債	管	理	収	入						千円 96, 187, 000
							1	繰	入	金		66, 824, 000
							2	県		債		29, 363, 000
			歳		入			合	計			96, 187, 000

歳 出

	款			項		金	額
1 公	債	費					千円 96, 187, 000
			1 公	債	費		96, 187, 000
	歳	出	合	計			96, 187, 000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率 償 還 の 方 法
借換債	4F 29, 363, 00	円 0 証書借入又は証券発行(他の地方公 共団体との共同発行を含む。)	年 5%以内 融資機関の融資条件による。ただし、必要 の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還 し、又は借換えすることができる。